

「建設業許可申請の手引き」等の改定箇所及び追加内容

【建設業許可申請の手引き】

頁	表題	内容
7	5. 許可の有効期間 ※1, 2	※1 「（許可満了日まで30日未満の場合は、それぞれ分けて申請していただく必要がありますのでご注意ください。）」を追記 ※2 「般特新規をもって、更新申請しようとする場合も、上記と同じ取扱いです。」を追記
12	6. 許可の要件 (3) 営業所技術者等 ※2	「～C・Dの専任技術者になる場合」を「～C・Dの営業所技術者等になる場合」に修正
15	6. 許可の要件 (6) 欠格要件 ②	「禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、～」を「拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、～」に修正
16	7. 許可申請の手数料	「～また、令和5年5月から申請手数料の納付方法について、従来の「窓口納付」に加え、新たに「Web事前登録コンビニ納付」による方法を追加予定です。」を「～また、申請手数料の納付方法については「窓口納付」と「Web事前登録コンビニ納付」による方法がございます。」に修正
17	8. 許可申請の手続き	「～また、申請から許可（不許可）処分までは、30日程度かかります。」を「～また、申請から許可（不許可）処分までは、申請書受理後30日程度かかります。」に修正
18	8. 許可申請の手続き (4) 本人確認と訂正権限 ・② ・枠外	・「※②については、令和7年12月1日まで健康保険証（所属が確認できるもの）でも可」を削除 ・「「行政書士」以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは、行政書士法で禁じられています。（1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金。ただし、他の法律に特段の定めがある場合を除く。）」に「※税理士等の資格をお持ちの方でも、行政書士会への登録をされていない方は、「行政書士以外の者」に該当します。」を追記

20	建設業許可申請書類一覧 別紙3	「証紙等はりつけ用紙」を「手数料貼付用紙」に修正
21	その他提示・提出書類 1 経営業務の管理体制 経営経験	「確定申告書（控）（第一表及び第二表）直近5年分」を「確定申告書（控）（第一表及び第二表）5年分」に修正
22	その他提示・提出書類 ・ 3 営業所技術者等 実務経験 ・ (注8)	・「～また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可。」を削除 ・「～令和7年12月1日までは健康保険証の写しでも可。被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示又は提出してください。」を削除
23, 24	10. 許可申請に必要な書類 （2）常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性及び経営経験の確認 ・ (b) ① ・※1 ・※2 ・※3	・「令和7年12月1日までは以下の写しの提示又は提出でも可とします。～」を削除 ・「～直近の確定申告書(控)（第一表及び第二表）～」を追記 ・「※2 出向者については上記書類の他に出勤協定書及び辞令の写し等、出向元との契約関係がわかる書類を御提出ください。」を追記 ・「※2」から「※3」に修正
27	10. 許可申請に必要な書類 （3）適切な社会保険への加入の確認 ・※2 （4）営業所技術者等の常勤性及び資格要件の確認 ・ア 常勤性の確認 ①	・「※2 事務組合に労働保険関係の事務を委託している場合は、(ア)に代えて、事務組合が発行する直近の「納入通知書及び領収書」又は「雇用保険料を納付していることの証明書」を提出してください。」を追記 ・「令和7年12月1日までは以下の写しの提示又は提出でも可とします。～」を削除
28	10. 許可申請に必要な書類 （4）営業所技術者等の常勤性及び資格要件の確認 ア 常勤性の確認 ・※1 ・※3	・「～直近の確定申告書(控)（第一表及び第二表）～」を追記 ・「※3 出向者については上記書類の他に出勤協定書及び辞令の写し等、出向元との契約関係がわかる書類をご提出ください」を追記
29	10. 許可申請に必要な書類 （4）営業所技術者等の常勤性及び資格要件の確認	・「～「請求書及び入金が確認できる資料」いづれか～」の追記及び「※2 上記の書類から工事の内容が読み取れない場合（申請業種に該当する工

	イ 資格要件の確認 (b) ・① ・②	事か判断できない場合)、追加資料(仕様書や請求明細書等)の提出を求めることがあります。」の追記 ・「令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証(両面)の写しの提示又は提出でも可」を削除
30	10. 許可申請に必要な書類 ・(5) 営業所の実態の確認 ア ・(6) 登記されていないことの証明書・身分証明書	・「営業所内部(電話、机等の什器備品が確認できるもの)」を「営業所内部(電話、机等の什器備品を含め営業所全体が確認できるもの)」に修正 ・「なお、外国籍の方は「身分証明書」は不要ですが、「登記されていないことの証明書」の原本又は写しの提出は必要です。」を「なお、外国籍の方は「身分証明書」は不要ですが、「登記されていないことの証明書」の原本又は写しの提出は必要です。(発行時に国籍を記載いただきますようお願いいたします。)」に修正
35	変更事項届出書類一覧 注1	「令和7年12月1日までは健康保険証の写しでも可。被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示又は提出してください。」を削除
36	変更事項届出書類一覧 その他提示・提出書類詳細 ・1 経営体制 経営経験 ・2 営業所技術者等 実務経験 ・(注1)	・「確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分」を「確定申告書(控)(第一表及び第二表)5年分」に修正 ・「また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証(両面)の写しの提示又は提出でも可(注1)」を削除 ・「令和7年12月1日までは健康保険証の写しでも可。被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示又は提出してください。」を削除
47	14. 事業譲渡等の認可申請に必要な書類 その他提示・提出書類 ・1 経営体制 経営経験 ・2 営業所技術者等 実務経験	・「確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分」を「確定申告書(控)(第一表及び第二表)5年分」に修正 ・「また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証(両面)の写しの提示又は提出でも可」を削除

48	14. 事業譲渡等の認可申請に必要な書類 その他提示・提出書類 (注8)	「令和7年12月1日までは健康保険証の写しでも可。被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示又は提出してください。」を削除
49	14. 事業譲渡等の認可申請に必要な書類 (3) 認可後に提出・提示が必要な書類 ※1	「※1 令和7年12月1日までは健康保険証の写しでも可。被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示又は提出してください。」を削除
52	15. 相続の認可申請に必要な書類 【相続】認可申請書類一覧 ・ 1 経営体制 経営経験 ・ 2 営業所技術者等 実務経験 ・ (注6)	・ 「確定申告書（控）（第一表及び第二表）直近5年分」を「確定申告書（控）（第一表及び第二表）5年分」に修正 ・ 「また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可」を削除 ・ 「令和7年12月1日までは健康保険証の写しでも可。被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示又は提出してください。」を削除
53	15. 相続の認可申請に必要な書類 (3) 認可後に提出・提示が必要な書類 ※1	「※1 令和7年12月1日までは健康保険証の写しでも可。被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示又は提出してください。」を削除
55	16. 資料 (1-1) 京都府知事許可申請・ 変更事項届出にかかる確認資料チ ェック表 ・ 枠外 1 経営体制 ・ 常勤性 ・ 経営経験 ・ 執行役員等の経験による場合	・ 「申請書類到達日欄」を追加 ・ 「令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証でも可」、「※個人事業主を除く」を削除「直近の確定申告書(控)(第一表及び第二表)」を追記 ・ 「確定申告書（控）（第一表及び第二表）直近5年分」を「確定申告書（控）（第一表及び第二表）5年分」に修正、「注文書及び請書 5年間に つき各年度1件以上」を「注文書及び請書等（5 年間につき各年度1件以上）」に修正 ・ 「また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可」を削除

56	<p>16. 資料</p> <p>(1-1) 京都府知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 経営体制 補佐経験による場合</li> <li>3 営業所技術者等</li> <li>・ 常勤性</li> <li>・ 実務経験による場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可」を削除</li> <li>・ 「令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証でも可」、「※個人事業主を除く」を削除「直近の確定申告書(控)(第一表及び第二表)」を追記</li> <li>・ 「また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可」を削除</li> </ul>
57	<p>16. 資料</p> <p>(別紙) 京都府知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表 1 経営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者</li> <li>・ 建設業に関する役員等の経験</li> <li>・ 建設業に関する役員等に次ぐ職制上の地位の経験</li> <li>・ 建設業以外の役員等の経験</li> <li>・ 常勤役員等を直接に補佐する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証でも可」、「※個人事業主を除く」を削除「直近の確定申告書(控)(第一表及び第二表)」を追記</li> <li>・ 「確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分」を「確定申告書(控)(第一表及び第二表)5年分」に修正、「注文書及び請書 5年間につき各年度1件以上」を「注文書及び請書等(5年間につき各年度1件以上)」に修正</li> <li>・ 「また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可」を削除</li> <li>・ 「確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分」を「確定申告書(控)(第一表及び第二表)5年分」に修正</li> <li>・ 「また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可」を削除</li> </ul>
58	<p>16. 資料</p> <p>(1-2) 京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枠外</li> <li>・ 常勤性</li> <li>・ 経営経験</li> <li>・ 執行役員等の経験による場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「申請書類到達日欄」を追加</li> <li>・ 「令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証でも可」、「※個人事業主を除く」を削除「直近の確定申告書(控)(第一表及び第二表)」を追記</li> <li>・ 「確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分」を「確定申告書(控)(第一表及び第二表)5年分」に修正、「注文書及び請書 5年間につき各年度1件以上」を「注文書及び請書等(5年間につき各年度1件以上)」に修正</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>「当該申請・届出企業での経験の場合、令和7年12月1日までは、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可」を削除</li> </ul>
59	<p>16. 資料</p> <p>（1－2）京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 経営体制 補佐経験による場合</li> <li>3 営業所技術者等</li> <li>・ 常勤性</li> <li>・ 実務経験による場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可」を削除</li> <li>「令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証でも可」、「※個人事業主を除く」を削除「直近の確定申告書(控)(第一表及び第二表)」を追記</li> <li>「また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可」を削除</li> </ul>
60	<p>16. 資料</p> <p>（別紙）京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表 1 経営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者</li> <li>・ 建設業に関する役員等の経験</li> <li>・ 建設業に関する役員等に次ぐ職制上の地位の経験</li> <li>・ 建設業以外の役員等の経験</li> <li>・ 常勤役員等を直接に補佐する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証でも可」、「※個人事業主を除く」を削除「直近の確定申告書(控)(第一表及び第二表)」を追記</li> <li>「確定申告書（控）（第一表及び第二表）直近5年分」を「確定申告書（控）（第一表及び第二表）5年分」に修正、「注文書及び請書 5年間につき各年度1件以上」を「注文書及び請書等（5年間につき各年度1件以上）」に修正</li> <li>「また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可」を削除</li> <li>「確定申告書（控）（第一表及び第二表）直近5年分」を「確定申告書（控）（第一表及び第二表）5年分」に修正</li> <li>「また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可」を削除</li> </ul>
61	<p>16. 資料</p> <p>（2－1）営業所の実態を確認できる資料の提出について</p> <p>ア</p>	<p>「・営業所内部（電話、机等の什器備品を確認できるもの）」を「・営業所内部（電話、机等の什器備品を含め営業所全体が確認できるもの）」に修正</p>

63	16. 資料 (2-2) 写真台紙 (イ) 営業所内部	「電話、机等の什器備品を確認できるもの」を 「電話、机等の什器備品を含め営業所全体が確認 できるもの」に修正
69	16. 資料 【許可】営業所技術者等の技術者 資格・コード一覧【一般建設業】 ・基幹技能者 ・※5	・「登録道路等法面保護基幹技能者」、「登録斜 面防災基幹技能者」、「登録石材施工基幹技能 者」を追記 ・「※5 電気通信事業法に基づく工事担任者資 格者証の交付を受けた者（令和3年度以降の試験 あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信 及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の 交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者 証の交付を受けた者に限る）であって、その資格 者証の交付後、3年以上の実務経験を有する 者。」を追記
72	16. 資料 【許可】営業所技術者等の技術者 資格・コード一覧【特定建設業】 ・基幹技能者 ・※5	・「登録道路等法面保護基幹技能者」、「登録斜 面防災基幹技能者」、「登録石材施工基幹技能 者」を追記 ・「※5 電気通信事業法に基づく工事担任者資 格者証の交付を受けた者（令和3年度以降の試験 あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信 及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の 交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者 証の交付を受けた者に限る）であって、その資格 者証の交付後、3年以上の実務経験を有する 者。」を追記